

新高額障害福祉サービス等給付費のご案内

障がいのある方が65歳に到達すると、原則として障害福祉サービスから介護保険サービスの利用に移行しますが、その際に利用者負担額が増額するというケースがありました。

このケースを解消するため、平成30年4月より、各種要件を満たした方について、介護保険移行後に利用した特定の介護保険サービスの利用者負担額を障害福祉制度によって支給する「新高額障害福祉サービス等給付費」が設けられました。

対象者要件

支給対象になるには、以下の要件を全て満たす必要があります。

1	65歳になる前5年間継続して、特定の障害福祉サービス（※1）の支給決定を受けていたこと。 【※1 特定の障害福祉サービス】居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所 ただし、自立支援法全面施行（平成18年10月1日）以降の特定の障害福祉サービスに限る。
2	介護保険移行後に、上記1に相当する特定の介護保険サービス（※2）を利用していること。 【※2 特定の介護保険サービス】訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護（介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスは除く。）
3	65歳に達する日の前日の属する年度（65歳に達する日の前日が4月から6月までの場合は前年度）において、本人及びその配偶者が「市町村民税非課税」または「生活保護」であったこと。
4	65歳に到達した後、介護保険サービスの利用月の属する年度（当該サービスを利用した月が4月から6月までの場合にあっては前年度）において、本人及びその配偶者が「市町村民税非課税」または「生活保護」であること。
5	65歳に達する日の前日において、障害支援区分が「区分2以上」であったこと。
6	40歳から65歳までの間に特定疾病により介護保険サービスを利用していないこと。

償還対象

平成30年4月以降に提供された上記2の介護保険サービスに係る利用者負担額

- 介護保険法における高額介護（予防）サービス費、高額医療合算介護サービス費の償還後の利用者負担額が対象です。（※高額介護サービス費等の対象者は、あらかじめ高額介護サービス費等の支給を受ける必要があります。）
- 介護保険サービスの利用での1割負担額以外の実費負担額は含みません。

申請について

本市が対象者要件を確認したうえで、要件を満たす方に対して、毎年秋頃に前々年8月～前年7月サービス利用分の償還に関する申請案内をお送りします。

介護保険法における高額介護サービス費等の支給額算定が完了したのちに新高額障害福祉サービス等給付費を支給するため、金額の確定、案内送付に一定の期間を要します。

●65歳に到達した後に本市に転入した方について

65歳に到達した後に本市に転入した方については、本市では対象者要件を確認することができないため、案内をお送りすることができません。申請する場合は、転入前の市町村に御確認いただき、対象者要件を満たすことが確認できましたら、社会福祉課まで御連絡をお願いいたします。

※新高額障害福祉サービス等給付費の対象者要件を満たす方で案内が届かない場合は、お手数ですが社会福祉課までお問い合わせください。

お問い合わせ先

吉野川市 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係

〒776-8611 吉野川市鴨島町鴨島115番地1

電話：0883-22-2263

FAX：0883-22-2260